

## 常陸太田朝市運営規則

### (開催趣旨)

第1条 常陸太田市の活性化の一環として、市民共有のシンボリックなふれあいの場を提供し、消費者と生産者の交流～顔の見える関係づくり～を進め地産地消を推進する事を目的として、朝市を開催する。

### (名称及び朝市開催場所)

第2条 朝市の名称及び場所は、次のとおりとする。

名称 常陸太田朝市 (以下、「朝市」という。)

会場 常陸太田市役所駐車場

ただし、会長の判断で、会場を変更する事が出来るものとする。

### (開催日時)

第3条 朝市の開催日、時間は毎月第3日曜日、午前8時から午前10時とする。ただし、会長の判断で、開催日、時間を変更する事が出来るものとする。

2 朝市当日の会場への搬入は午前7時30分から午前7時50分の間に行うこととし、搬出は午前10時10分から午前10時30分の間に行うこととする。

### (経費)

第4条 運営に要する経費は、年会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

### (出店できる者の範囲)

第5条 朝市へ出店できる者は、朝市の会会員とする。

### (販売品目)

第6条 朝市で販売できる品目は次のものを主とする。

(1) 出店者が自ら生産・採取した農産物、畜産物、林産物、水産物、園芸品、またこれらを使った加工品・飲食物。

(2) 市内で生産・採取された農産物、畜産物、林産物、水産物、園芸品等を主な原材料とし、出店者が加工・調理した加工品及び飲食物。

(3) 出店者が作成した工芸品、陶芸品等。

(4) 食品等の販売にあたって保健所等の手続きが必要な商品については、これを出店者の責任で行うこと。

(5) 法令等により、販売を禁止されているものは、取り扱わないものとする。

(6) その他、朝市の充実及び魅力アップが図れるとともに、既存の販売品目との相乗効果が認められ、かつ、別表に定める条件すべてに該当するもの。

### (出店申込)

第7条 朝市に出店を希望するものは、別紙「朝市出店申込書」に必要事項を記入のうえ、申込期限までに事務局宛に提出しなければならない。

2 会長は、朝市の管理上必要があると認めるときは、前項の申込に条件を付すことができる。

3 出店者は、申込内容及び場所を第三者に再貸しをしてはならない。

4 6ヶ月以内に朝市に出店している場合は、総務まで会員名及び出店品目を連絡する事で申込書の提出を省略することができる。

(出店の取消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、出店を取り消す事ができる。

- (1) 法令、この規則又は許可の条件に違反したとき。
- (2) 周囲に迷惑になる行為や主催者の指示に従わない場合。
- (3) その他特別な事由が生じたとき。

(出店区画)

第9条 1区画は車両2台分の面積とし、原則として最大2区画までとする。出店位置は出店者同士で協議し決定する。

(出店者の責務)

第10条 朝市の出店者は、出店した月の朝市運営に携わらなければならない。

- 2 出店者同士で連携を図り、テント設営等協力が必要な出店者には、率先して協力すること。
- 3 出店者同士の交流を活発に行い、他の出店者に関することについても、来場者への情報提供に努めること。
- 4 朝市開催の際には、のぼりや看板等の設置・撤去を行うとともに、出店場所及び周辺の清掃、整理に努めること。
- 5 朝市開催の周知のため、ポスター等の掲示に協力すること。

(販売方法)

第11条 販売に際し、次の事項を遵守すること。

- (1) 自身が生産、採取、加工・調理等した品目を自ら販売すること。
- (2) 品目の情報、生産者の情報を掲示物、シール貼付等により、積極的に消費者に伝えること。
- (3) 販売に必要な器材(椅子、テーブル、飲料用・調理用水、袋、釣銭等)は、各自用意すること。
- (4) 電気、火気を使用する場合は、出店者が消防への届出及び消火器の設置を行うこと。
- (5) 自店で発生したゴミは、各自持ち帰ること。
- (6) 食品や加工品の販売にあたり、製造許可、営業許可など保健所等の許可・届出が必要な場合は、出店の際、許可証等のコピーをお客様から見える位置に掲示すること。
- (7) 衛生管理を徹底し、万が一、事故が発生した場合については、全て出店者の責任において処理すること。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか朝市の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は平成22年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は令和4年6月19日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度において、改正前の運営規則第9条の規定により支払った出店料及び改正前の常陸太田朝市の会則第3条第4項の規定により支払った年会費は、改正後の会則第3条第4項の規定により支払った年会費とみなす。この場合において、既に支払った出店料及び年会費の合計額が、改正後の会則別表1に規定する年会費の額を超える場合は、その超えた分を返金し清算するものとする。

別表（第6条関係）

第6条第6号に定める条件は以下のとおりとする。

- 1 常陸太田市産では供給困難な農産物・畜産物・林産物・水産物・園芸品またはこれら使った加工品・飲食物とする。
- 2 既存の販売品目との相乗効果が認められる品目とする。
- 3 役員会において、承認された品目とする。